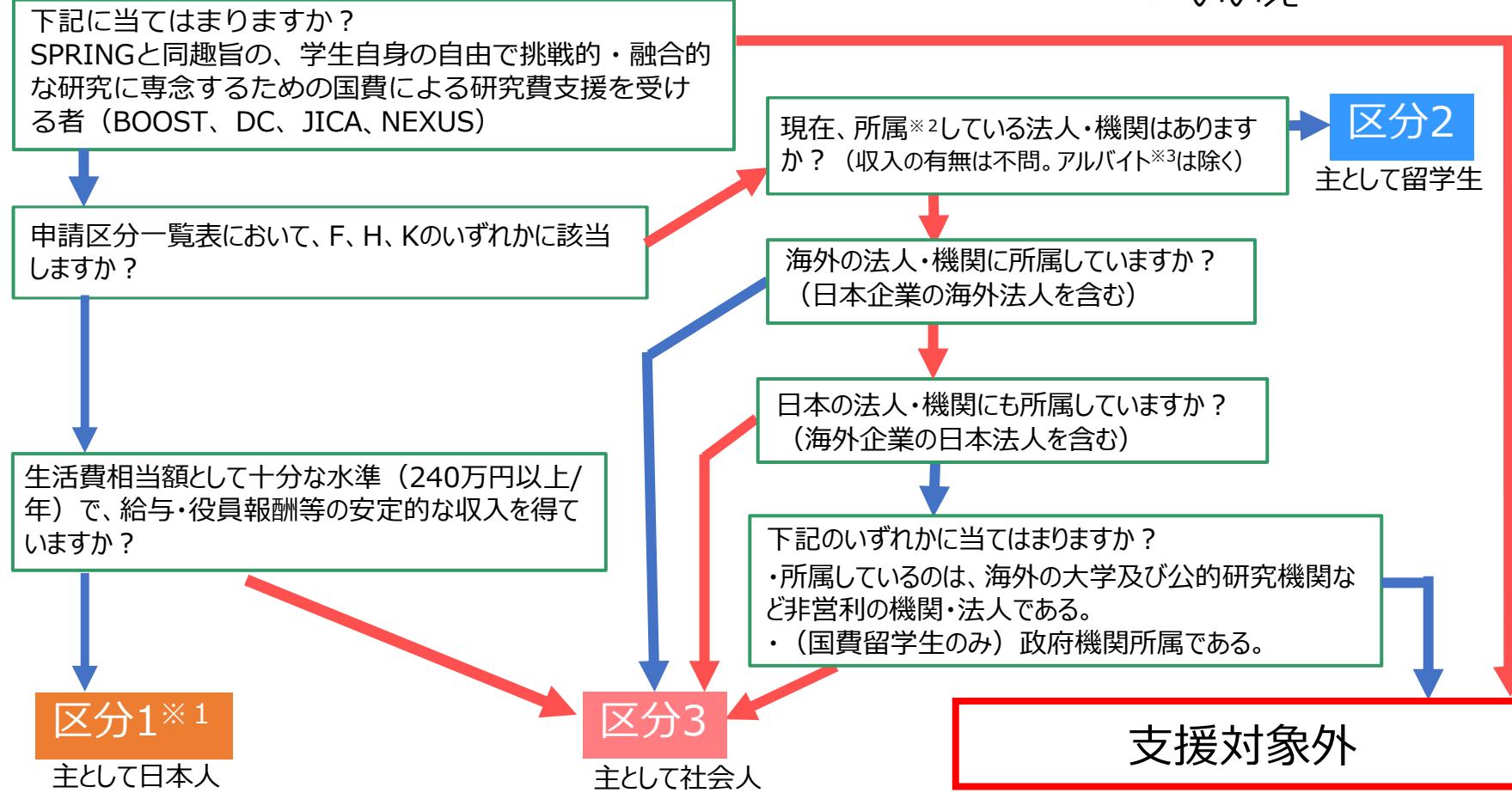


# 支援区分 判断チャート

→ はい  
→ いいえ



※ 1 民間等の給付型奨学金等により年間240万円以上の生活費支援を受けている学生についても併給は妨げませんが、研究奨励費は支援対象外とします。

※ 2 本チャートにおいて所属とは、博士後期課程学生として在籍する大学以外に役員・職員（日本の法人・機関においては非常勤職員や派遣職員を含む）等として所属している状態を指します。

※ 3 アルバイトとは、TA・RA活動等、安定的・固定的な収入に該当しないものを指します。